

肢体不自由(人工関節等置換者)の 診断書・意見書を作成される医師の皆さまへ

平成26年4月1日から肢体不自由（人工関節等置換者）の身体障害認定基準が変わります。

医療技術の進歩により、人工関節等の置換をされても、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活活動(ADL)が改善される方が多くなったことから、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から認定基準を見直すこととしました。

平成26年4月1日以降は新たな基準での診断書・意見書の記載をお願いします。

◎人工関節等の置換をされた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】
一律4級に認定

【足関節】
一律5級に認定

平成26年4月から

置換術後の障害の状態（関節可動域等）を評価し、

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（裏面参照）

◎ 診断書・意見書の作成に当たっての留意事項

平成26年4月からは、人工関節等の置換術後の経過の安定した時点^{*}の機能障害(関節可動域等)の程度で認定します。

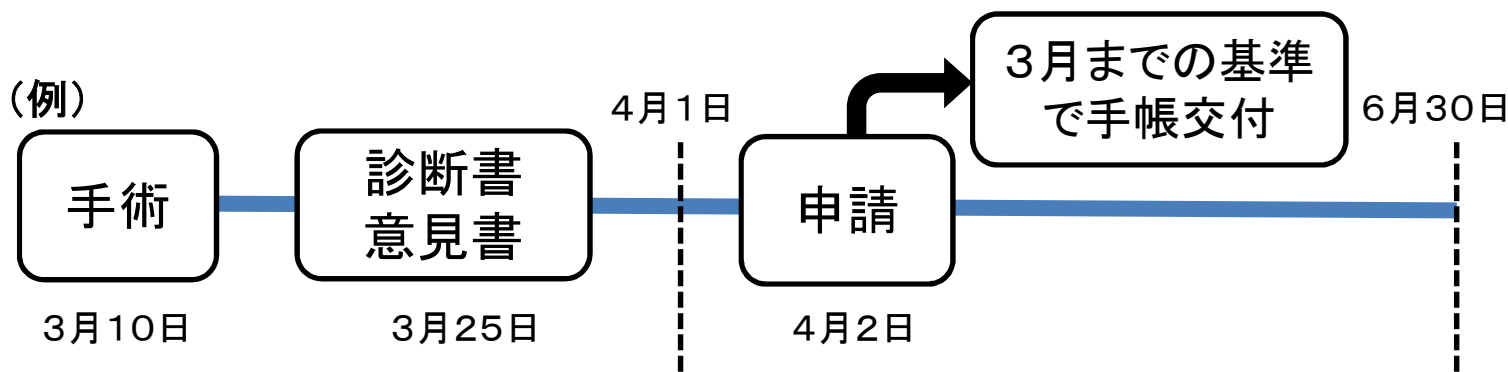
※症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時点

人工関節等の置換をされた方の診断書・意見書の作成に当たっては関節可動域等の所見の記載をお願いします。

また、人工関節等の置換術を実施した年月日を「参考となる経過・現症」欄に記載してください。

◎ 経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方は、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
栃木県障害者総合相談所 業務企画課
電話 028-623-7010